

大内山川漁業協同組合三重内共第 13 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大内山川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する三重内共第 13 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あめご及びうなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣及びうなぎの竿釣りによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣及びうなぎの釣りによる遊漁の場合には、第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法でウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 規模	
あ ゆ	竿釣（友釣 毛針釣）	同時使用竿 1 人 1 本とする 模擬おとり、水眼鏡の禁止	
	ひっかけ	竿 3m以内とする	
	こたか	高さ 90cm 長さ 30m以内	解禁日は 1 人 1 反とする 解禁日の翌日以降は 1 人 2 反までとする
あめご	竿釣（餌釣、毛針釣 ルアー）		
うなぎ	投釣	投釣竿 1 本	
もくずがに	かにかご	かにかご 1 個 縦、横、高さの合計 150 cm以内	

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あめご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	3月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8月15日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 次の表のア欄に掲げる魚種についてイ欄の漁具漁法で採捕する場合はウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 期 間
あ ゆ	毛針釣	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	ひっかけ こたか	7月最終日曜日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

3 前項の公表は大内山川漁業協同組合の掲示板に提示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表に掲げる区域においては遊漁をしてはならない。

区 域
長者野ダムから下流100メートル以内及び同ダムから上流30メートル以内
天保堰堤より上流の区域
支流唐古川陰保堰堤より上流の区域

(専漁区域及び期間)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間内で採捕することができる魚種はウ欄に掲げる魚種のみであって、エ欄に掲げる魚具、漁法以外で漁を行ってはならない。

ア 専漁区域	イ 期 間	ウ 魚 種	エ 漁具 漁法
大内山川全域（うち、千本堰堤上流より天保堰堤まで、及び、支流唐古川飛石橋上流より陰保堰堤までを除く）で組合が定めて公表する区域	5月11日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	あ ゆ	竿釣（友釣）
千本堰堤上流より天保堰堤まで 支流唐古川飛石橋上流より陰保堰堤まで	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	あめご	竿釣 （餌釣 毛針釣）

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あめご	12センチメートル
うなぎ	35センチメートル
もくずがに	殻幅5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次の通りとする。ただし遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生または身体障害者のうち、手足の障害が3級以上の者は半額とする。女性は鮎年券に限り半額とする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料			期間 第4条に 規定する 期間
		年券	日券	年券 地区内高校生	
あゆ	竿釣(友釣 毛針釣)	12,000円	3,000円	1,000円	
	竿釣(友釣 毛針釣) ひっかけ こたか	17,000円			
	ひっかけ こたか	12,000円	5,000円		
あめご	竿釣(餌釣 毛針釣 ルアー)	5,000円	1,500円		
うなぎ	投竿釣		2,000円		
もくずがに	かにかご	5,000円			

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という)において納付しなければならない。ただし、遊漁料現場納付の場合は、年券、日券各3,000円を加えた合計額を現場監視員に納付するものとする。

- (1) 大内山川漁業協同組合事務所(度会郡大紀町崎2167)
- (2) フィッシング遊松阪店(松阪市大黒田町222-5)
- (3) (有)水谷つり具店(松阪市南町249-1)
- (4) かつみ食堂(大紀町滝原1529-6)
- (5) 久保商店(大紀町阿曾1546)
- (6) 紀東釣りエサセンター(大紀町崎2589-1)
- (7) つりエサ市場(大紀町崎1970-1)
- (8) FISHERMANS.BASE.J6☆Two-Hearted River☆(度会郡大紀町大内山3226-4)
- (9) ナラリ刃物店(度会郡大紀町大内山859)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式(1)による遊漁承認証

以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という)で交付する遊漁証承認証は別紙様式(2)によるものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。尚、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁証承認証を表示したオンラインシステムの画面を示すことができる。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別紙様式(3)による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は認可のあった日から施行する